

令和6年度 第1回上下水道審議会要録

令和6年4月16日

野田川わーくぱる

19:00～21:00

【出席委員】

今田会長・小谷副会長・谷田委員・朝倉委員・山崎委員・山口委員
小室委員・浪江委員・太田委員・藤本委員

【欠席委員】

井上委員・井谷委員

【事務局】

赤西課長・大門主幹・山崎課長補佐・浪江課長補佐・志賀課長補佐

【次 第】

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 諮 問
5. 議事
 - (1) 上下水道料金の改定について
 - (2) その他
6. その他
7. 閉会あいさつ

【会議の概要】

1. 開 会 (事務局)
2. 町長あいさつ
山添町長よりあいさつ
3. 会長あいさつ
今田会長よりあいさつ
4. 諮 問
町長より会長に対して諮問書の手交
※町長退席

※事務局より会議の成立状況の報告

5. 議 事

会長（議長） それでは諮問趣旨の読み上げをお願いします。

事務局より諮問趣旨の読み上げ

会長 令和2年度答申では使用料を宮津湾流域の排水負担金と同水準にするという事だったが、コロナの関係で少し遅れた、達成できなかったという事で、コロナ渦がなかったら現時点ではどうなっていたか。

課長 コロナ渦がなかったら、令和3年度に改定を行う予定でした。令和3年度から本格的にコロナの影響が出てきたため、一度立ち止まって先送りという方針を出し、その後、ワクチンの接種が進み、一定の見通しがたった令和4年の春に改定に向けた協議を再開しました。29%の改定が必要な見込でしたが、家計への負担が大きいのということで段階的な改定とし、13.1%の改定を実施させていただいた。コロナ禍が無ければ現段階で排水負担金と同等の水準に近い水準までの改定を議会に提案できていたのではないかと考えております。

会長 令和2年度の答申にはどう書いてあったのか。

課長 答申の本文には、「29%改定が必要であると見込まれる」とされており、附帯意見で家計への配慮として段階的な改定も考慮することとされています。

会長 それがコロナ渦のために前進出来なかったと。

課長 予定よりも2年遅れました。

会長 それで昨年13.1%の料金改定をしたと。

副会長 供用開始から30年という事だが、今の水洗化率は何%か。

会長 公共で90%、特環で81%、トータルして84%程度の水洗化率です。農業集落排水は、もう少し悪く76%程度の水洗化率です。令和6年度末にはもう少し上がると思います。

副会長 もっと水洗化率は上がる可能性はあるという事ですね。

課長 水洗化率は、あくまでも率ですので、全体的なパイは萎んできています。

副会長 減ってきていると。

課長 水洗件数は変わらなくても、未接続の家が引っ越しなどの要因で減れば必然的に上がってきますし、逆もあります。下水道事業については歴史が古いほど水洗化率が高くなる傾向にあります。福知山市は、50年経過して水洗化率は99%になっており、市街地以外でも94%の水洗化率ですので、長く下水道事業をやっておられるところは高い傾向にあります。舞鶴市も94%ありますし、その傾向になると見込んでいます。逆に京丹後市は整備事業されておりますので公共で63%あまりです。本町の場合は令和6年度末で岩滝地域が30年経過します、加悦・野田川地域は1年遅れて供用開始しておりますので令和7年度末で経過するというような状況です。

繰入金で供用開始から30年までは高資本ということで料金が高いところに対して補助がありました。30年経過すると無くなります。下水道管の耐用年数は50年ですのでまだ、大丈夫ですが、機械などは20年、15年と短く、マンホールポンプの故障などが増えてきている状況です。

会長 下水道の普及率はどのくらいなのか。

課長 普及率は97%です

会長 ほとんど出来ているのか。

課長 昨年度末で石川地域の事業化を予定していたところが終わり、面整備の予定は終了しました。ただし、男山地域で看護学校関係の整備が予定されており、今後下水道に取り込む予定です。

会長 そこが出来たら100%か。

課長 家が建っていない所もありますので、そういったところは整備する予定が無い地域として残りますので、100%にはならないです。

事務局から当日配布資料「令和6年度の水道事業及び下水道事業の予算」について説明。

会長 質疑ありませんか。

会長 排水負担金が4億2千3百万だけど、これは年度毎に上がっていくことになるのか。

課長 当該年度にかかった費用を精算していくことになっています。協定により計画汚水量を基に算定されている訳ですが、支払った負担金が余れば次の年に精算される建付けになっています。

会長 処理費用自体が物価、人件費など色んな部分の値上がりが続いているが、そういう意味での処理費用の値上がりは、十分想定できると思うが、その辺りの見通しはどうか？

課長 令和5年から令和9年までの5年間の協定になっていますので、そこまでの見通しは立っています。

会長 水道事業の現金が5億円必要ということだが、何故5億円必要なのか。

課長 企業債償還金が3億7千4百万円です。これを返済できる資力が無いと経営的に良くないことが一つ。もう一つが給水収益が4億2千9百万円を計上しております。これが使用料収入ですので、売り上げ程度の現金を持っておかないと、大規模な地震などの災害が起きた時に料金をもらう事が出来ないことが想定されます。そのような状況でも企業債の償還や一定の費用の支払は必要です。一般会計からも援助はあると思いますが、それをあてにしているとも立ち行かなくなると思います。それらを考慮して5億円が必要としています。

会長 その考え方は安全だと思うが、5億円が必要という事では無いと思う。災害が起きた時には一般会計から十分補償するし国からも支援があるかも分からない。非常時にはそれなりの手当があるべきなので、そこまでする必要はあるのかとも思う。

課長 5億円が多いかどうかということですが、償還金が3億7千万円に対して現金預金がそれを下回ると借金を返す蓄えも無い状態で経営できるのかということになります。5億円は目安ですので、そこを切ってくると手当が必要になるということで、5億円にこだわるというものではございません。

会長 他に質問はありませんか。次の説明をお願いします。

事務局から 事前配布の資料「水道料金について」説明

会長 ご質問がある方は遠慮なくご発言下さい。

委員 口径別に考えるという中で、舞鶴市みたいに一般家庭は13mm だと言えるのか。

課長 舞鶴市で家事用とされているのは13mm と書いていますが、実際には20mm も一般家庭用とされていると思う。

委員 あと一つ、当日配布資料の表では、一般家庭で200立米までであるが実際には、このぐらい使われるところは無い訳で、一般には20立米まで、30立米までで、平均的にはこの辺りだというような数字があるのかどうか。20から75mm でも事業によって変わるのかも知れないが、実際に適用がほとんど無く影響が無いようなら無視してもいい。そのような量域があるなら事前に聞いておいたほうがいいと思ったので質問した。

課長 料金表中の平均使用水量の事だと思えます、こちらはご家庭の人数によって変わってきます。以前は家族4人が基本で30立米と言うようなところが比較の対象でしたが、最近家族3人で20立米を比較の対象にしている事業体が多くございます。本町の平均でいいますと19立米程度となっていますので、比較の対象としては20立米を採用させて頂いています。もう一点の現実的には使わないところがあるのではないかという事ですが、事前配布資料のメーター口径別の流量で説明させていただきました、月間使用量が目安になると考えています。

会長 事前配布資料の料金表で基本水量8立米10立米と区切っているが、何故このようになっているのか。

課長 前回の改定時に、高齢者世帯のあまり使わない方を上げるのはどうかという意見があり、高齢者世帯は8立米以下が多かったことから少量しか使わない方の負担を減らす目的でこのようにしたものです。ただ、分かりにくい料金設定でしたので下水道の改定の際に基本水量を8立米とさせて頂き、9・10立米の従量料金を設定させて頂いた経過があります。また、令和2年の答申では低所得者への配慮として福祉減免を一般会計の負担で実施するよう附帯意見がありましたので令和5年の下水道使用料金の改定時に福祉減免の制度を設けています。

委員 口径が大きくなると布設費の負担や浄水施設や配水池を大きくする必要があるという中で、今の料金体系での料金の格差はそれに見合った形でいただいているか。

課長 基本料金と従量料金の意味合いは、基本料金は固定費で水道管の整備とか浄水場の整備など使わなくても必要となる費用を配分する。従量料金は実際に水道水を作るために必要な電気料、薬品費、人件費他諸々の使われたら変動する費用をいただくという考え方になっていますが、実際にそのようになっているかというご質問だったと思います。本町の場合、口径13mmと75mmの基本料金の差が1,200円しかありません。流量比では41倍の差があり他の自治体では2万円の差があるところもございます。また、水道管の再投資の際にもメーター口径よりも細くすることが出来ませんので、その部分の固定費負担を口径に応じてお願いしていく必要があるということです。

委員 口径の13mmから75mmのパーセンテージは分かれますか。

課長 詳細は次回資料を提出します。

件数では80%程度が13・20mmです。水量では、50・75mmが4割くらい、金額では50・75が、約50%程度になっています。

委員 50・75mmの使用者を支障がなければ教えていただきたい。

課長 クワハウス、学校、病院、食品会社など40・50mm、工場、大きな病院、小学校、プールなどに75mmの使用者があります。

会長 次にいきましょうか。

事務局から事前配布資料の「下水道使用料について」説明

会長 それでは下水道使用料について説明していただきました。ご意見ご質問があるかたはどうぞ。

副会長 法的に供用開始から3年以内に接続しなければならないとあったと思うが、現実的には法的処置みたいなことは無いのか。

課長 罰則規定が無いので法的処置はしていない。既存の住宅で供用開始から3年以内に接続していただいた方には奨励金制度がある。新築は接続していただく必要あるため100%になっているが、従前からお住まいの方が接続していただくと接続率も上がってきますので、広報に力をいれたいと考えています。最近では年80件程度の接続がございます。

会長 5市1町で色々な料金体系があるが、会計的にはどこが一番優秀か。

課長 経営指標でみると水道料金の料金回収率では100%を越えているのは宮津市が106.34%、舞鶴市が107.35%です。次が福知山市で94.33%です。ちなみに本町の令和4年は減免をされていて60%程度なんですけれども減免がなければ71%位の状況です。京丹後市は80%、綾部市は85%というような状況です。5市2町の中では一番悪い状況です。

下水では経費回収率という指標で比較すると100%を越えているのは福知山市だけで110%です。舞鶴市が99%、綾部市が87%、宮津市が75%、京丹後市が68%、本町が66%です。

会長 他に皆さんよろしいか。

委員 水道の料金回収率、下水の経費回収率は、大きな比較材料になると思える、過去の審議会での議論でも注目される事は無かったのか。

課長 比較までは無かった。

委員 色々な資料の数字があるが、この数字一つ見ただけで経営的にどうなのかという話をするにはすごくいい数字かと思える。

課長 審議会では、これを説明して、ご理解をいただいて改定の方角で答申していただいている状況です。

委員 下水道の繰り入れですが、与謝野町と宮津市は宮津湾流域下水道で同じ処理場に持って
いっている。京丹後市、福知山市、綾部市、舞鶴市は単独で処理場が有るわけで、京都府への支払
が決まっているのか。

課長 流域下水道があるのは宮津市と当町だけですので、当町と宮津市が流したものを京都府が処
理して、そのかかった費用を宮津市と本町で折半しています。他の市町は処理施設を持っています
ので、処理場の費用を下水道使用料に乗せて賦課されている。

委員 流域下水道の負担は、宮津市とどのぐらいの割合ですか。

課長 流下量での割合になりますので、だいたい6対4となっています。与謝野町の方が人口が多い
分少し多い状況です。

委員 管渠の長さも違いますね。

課長 管渠の長さも違ってきます。

委員 水道の検査手数料がありますが、宮津市は2000円なんですけど、与謝野町は1000
円なので得した感じがあります。開閉栓の手数は500円で同じなんですけど、もっと徴収すれ
ばいいと感じるがそういうところの値上げはしないのか。

課長 その辺りは料金改定に合わせて検討いたします。

課長 先程の委員のご質問ですが、排水負担金の割合は与謝野町が59%、宮津市が41%です。
その他に建設負担金があり負担は宮津市が47%、与謝野町が53%となっています。
計画水量で決まるのが建設負担金で、実際に流れた水量で案分するのが維持管理負担金です。

会長 他にありませんか。それでは5番の意見交換はこれで終わりにさせていただきます。その他に
ついて事務局ありますか。

課長 本日の資料等に足りないものがございましたので、修正して送らせて頂きます。

6. その他

7. 副会長 閉会挨拶